

国民ID制度を考える:概要と法的問題点

湯浅 壘道

情報セキュリティ大学院大学教授

- 1970年生
青山学院大学法学部公法学科卒業、慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程退学
- 2004年九州国際大学法学部専任講師、2005年助教授、2007年准教授、2008年教授、副学長(9月～)
- 2011年情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授(法学・政治学・行政学)

- 九州国際大学客員教授
- 中央大学大学院理工学研究科、九州大学法学部・大学院システム情報科学院、神奈川工科大学情報学部 非常勤講師
- 国立大学法人九州大学情報セキュリティ専門委員会委員
- 北九州市情報公開審査会会長代理
- 北九州市男女共同参画審議会副会長
- 築上町個人情報保護審議会委員

社会保障・税に関わる番号(共通番号)

- 社会保障・税番号要綱(平成23年4月28日)
 - 導入目的
 - あるべき社会の実現
 - ①国民が公平・公正さを実感
 - ②国民の負担が軽減
 - ③国民の利便性が向上
 - ④国民の権利がより確実に守る
 - 大災害時における真に手を差し伸べべき者に対する積極的な支援

- 「番号」(新たに国民一人ひとりに唯一無二の「民-民-官」で利用可能な見える番号)の付番・通知
- 「番号」を利用する事務
- 本人確認の在り方
- 「番号」に係る個人情報保護
- 情報連携の仕組み
- 国民にICカード交付

住民基本台帳ネットワーク

住基コードと一対一

新たな番号

1. 年金等の被保険者の届出、給付の受給及び保険料の支払手続
2. 健康保険等の被保険者に係る届出、保険料の支払に関する手続
3. 介護保険の被保険者に係る届出、保険料の支払に関する手続
4. 雇用保険の被保険者に係る届出、失業等給付の受給に関する手続
5. 国税につき税務署長に提出する書類その他の書類等への記載・利用
6. 地方税につき自治体に提出する書類その他の書類等への記載・利用
7. 社会保障及び地方税の分野における手続のうち条例に定めるもの

法的制約

- 住基ネット最高裁判決(平20・3・6)
 - 何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由
 - 個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しない
 - 管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内
 - 漏洩の具体的な危険がない
 - 目的外利用等への罰則、適切な取扱いの担保

国民の懸念と対策

懸念の類型	制度上の保護措置	システム上の安全措置
①国家管理への懸念	第三者機関の監視 自己情報へのアクセス記録	個人番号の分散処理 「番号」を用いない情報連携
②個人情報の追跡・突合に対する懸念	法令上の規制等措置 第三者機関の監視 罰則強化	「番号」を用いない情報連携 アクセス制御 個人情報及び通信の暗号化
③財産的被害への懸念	法令上の規制等措置 罰則強化	アクセス制御 公的個人認証等

法的問題 1

- 名寄せ、突合
 - 名寄せ・突合ができるシステムは、国民の私生活の平穏を侵害するか?
 - 自己のプライバシー情報の取り扱いについて自己決定する権利(自己情報コントロール権)は憲法上保障されているプライバシー権の一部か?
- 違憲判決(大阪高裁等)
- 合憲判決(最高裁)

法的問題 2

- 「番号」(新たに国民一人ひとりに唯一無二の「民一民一官」で利用可能な見える番号)の付番・通知
 - 見えない番号の付番は許されるか?
 - 国民IDコード:国民一人一人に割り当てられるが人の目に見えない、名寄せのためシステム内だけで利用(本人には通知しない)
 - プライバシー侵害、自己情報コントロール権侵害、人格権侵害か?

法令上はどうか?

- 個人情報保護条例、情報公開条例
- 自治体によりかなり異なる
 - 死者の個人情報、開示請求の範囲、手数料、電磁的記録による公開
- 地方分権・地方主権の流れ → 自治体の独自性
- 国民の人格権に関わる → 全国民が平等・同一であるべき

- 憲法13条
 - すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 憲法92条
 - 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

どう考える？

- 基本的人権(個人主義と自由主義)
- 憲法に明文で規定されていない内容の権利化
- ドッグイヤーで進化するICT利活用による社会・個人の利益と、個人の権利・利益保護との衡量
- 具体的権利保障と法の反射的利益
- 情報化社会において要求され、かつ存立しうる「個人の人格」の外縁確定とその具体的保障
- 行政の公正・適切かつ効果的な運用(行政無謬からリスクマネジメントへ)
- 「法」による実現:ハードローとソフト・ロー

法とガバナンスコース

- 企業・自治体等の組織における実効性ある情報セキュリティガバナンスの構築、社会のセキュリティレベルを向上させる政策提言を行うことのできる人材を育成
- 情報セキュリティ関連法制や知的財産制度、国際標準動向、内部統制等について知識を習得
- 関連する法律や判例の研究、ルールやポリシーの策定、ドキュメント作成等の能力